

工事特別仕様書

- 1 工事名：水利施設整備事業（基幹水利施設保全型） 第二伊仙中部地区 6-1 工区
- 2 工事場所：鹿児島県大島郡伊仙町馬根地内
- 3 工事内容：ダム管理制御設備更新（情報処理設備・総合観測設備） 一式
- 4 工期：令和7年3月25日限り
(繰越承認後の完了工期は265日間を予定している。)

第1章 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、水利施設整備事業（基幹水利施設保全型） 第二伊仙中部地区の水管理システム設備の更新に伴う機器設計、製作、機能増設、運搬及び据付工事並びに不要設備の撤去工事（以下「本工事」という）に適用する。

本工事の施工に当たっては、鹿児島県農政部制定「農業土木工事等共通仕様書」、農林水産省農村振興局監修「施設機械工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書」という）、「農業土木施工管理基準」、「施設機械工事等施工管理基準」（以下「施工管理基準」という）、「工事請負契約書」及び「設計図書」の最新版に基づいて実施する。

共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

1.2 工事施工条件明示

別紙「工事施工条件明示」のとおり

1.3 全体システムの構成

本工事において納入する各設備の機器構成は、別図「水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）第二伊仙中部地区 システム構成図（更新）」に示すとおりとする。

ダム管理システムの耐用年数を越え、機器の老朽化や保守の難易化が発生してきている状況である。

新しい仕様の方が望ましいものについては、同等以上の機能を発揮するもので置き換えるものとする。

1.4 施工場所

本設備の納入、施工場所は以下に示すとおりとする。

- (1) 伊仙中部ダム管理事務所
- (2) 関連する各観測局及び警報局
 - (a) 馬根雨量水位局
 - (b) 馬根水位警報局
 - (c) 東阿権警報局

- (d) 阿権警報局
- (e) 伊仙町役場

1.5 適用規格等

本設備は、本仕様書に基づくほか、下記の規格・基準等の最新版に準じて、設計・製作・施工を行うものとする。

- (1) 土地改良事業計画設計基準 設計 ダム (農林水産省構造改善局)
- (2) 農地防災事業便覧 (農地防災事業研究会)
- (3) 日本工業規格 (日本規格協会)
- (4) 電気学会電気規格調査会基準企画 ((社)日本電気学会)
- (5) 日本電気工業会標準規格 ((社)日本電気工業会)
- (6) 日本電子機械工業会規格 ((社)日本電子機械工業会)
- (7) 電気設備技術基準 (経済産業省)
- (8) 電波法及び関係法令 (総務省)
- (9) 国際電気通信連合・電気通信標準化セクター勧告 (ITU-TS)
- (10) 米国規格協会／電子工業会 (ANSI/EIA)
- (11) 水管理制御方式技術指針 (計画・設計編)
(平成 14 年 3 月 中国四国農政局土地改良技術事務所)
- (12) ダム管理用制御処理設備標準設計仕様(案)
(平成 16 年 7 月 国土交通省河川局河川環境課)
- (13) ダム堰施設技術基準 (案) ((社)ダム堰施設技術協会)
- (14) テレメータ装置標準仕様書(国電通仕第 2 1 号) (国土交通省)
- (15) 放流警報装置標準仕様書 (国電通仕第 2 7 号) (国土交通省)
- (16) 施設機械工事等共通仕様書 (農林水産省農村振興局)
- (17) その他関係する規格および技術基準
- (18) 河川法および関係法令
- (19) 消防法および関係法令
- (20) 有線電気通信法および関係法令
- (21) 鹿児島県財務規格および同請負工事契約約款
- (22) その他関係する規格および技術基準

1.6 契約後提出図書

1.6.1 受注者は、装置の製作に先立って予め次の図書を提出し、承認を受けるものとする。

- (1) 装置の全体構成ブロック図 (施工箇所)
- (2) 各構成ブロック毎の機能・性能説明書 (施工箇所)
- (3) 機器寸法図及び構造図
- (4) 機器配置図
- (5) 設計製作据付工程表
- (6) その他必要な図書

1.6.2 受注者は、装置の完成後、次の図書を提出するものとする。

- (1) 1.6.1 項に掲げるものの完成図書(ただし、1.6.1(5)は除く) (2部)
- (2) 取扱説明書 (2部)
- (3) 操作及び通常保守のマニュアル (2部)
- (4) 工場及び現地試験成績表 (2部)
- (5) 工事写真 (2部)

なお、証明のあるものは、すみやかに提出すること。

1.7 機能の充足と疑義

1.7.1 工事を実施するに当たり、本仕様書及び各種規格等に明示なき事項についても、構造上若しくは機能上当然必要と思われる事項については工事に含めるものとする。

1.7.2 本仕様書に疑義が生じた場合は、双方が協議するものとする。

1.8 保証

本装置の保証期間は引渡し後2年間とする。

保障期間中に発生した故障については、無償にて速やかに修復するものとする。

また、特に重大な事故や納入時の部品に欠陥があることが発覚したものについては、本期間経過後であっても発注者と協議の上、無償修復を行うものとする。

1.9 特許等の使用

受注者が特許権、その他第三者の権利の対象となるものを使用する場合、その使用に関する責任は、受注者にあるものとする。

1.10 検査

次に示す検査を受けるものとする。

また、これら検査の日程及び内容、方法については発注者と打ち合わせするものとし、検査に要する測定器材及び人員などは受注者において準備するものとする。

- (1) 工場検査 装置完成時
- (2) 現地 製品(据付・設置前)
- (3) 完成検査 現地据付調整後

1.11 教育

本装置の据付調整後、受注者は発注者・管理予定者に対して本装置の取扱運転方法、日常の保守等について十分な教育を実施するものとする。

1.12 官公庁諸手続き

本工事に係わる官公庁諸手続き等が必要な場合は、受注者が代行するものとする。

1.13 関連工事

関係する工事と、十分打ち合わせ調整のうえ、お互い協力し、効率良い工事に努め、手戻りの生じることのないようにすること。

また、関係機関と連絡を密にし、実施すること。

第2章 共通仕様

2.1 一般事項

本設備の製作に当たっては、本仕様書の各条項を満足するとともに、次の各号について充分配慮するものとする。

- (1) 各装置の構成が単純で動作の信頼性が高いこと。
- (2) 操作が簡単で、誤操作のおそれがないこと。
- (3) 一部の故障が、全体の制御に著しく影響を与えないこと。
- (4) 維持管理が容易で管理費が安く、故障、修理、部品交換等に適応性を有すること。

2.2 周囲条件

各装置は、次に示す環境条件において、正常な機能を果たし、且つ連続運転に充分耐えるものとする。

特に屋外に設置する機器については、直射日光、雷、風雨、降雪、動物等により影響がないようにしなければならない。

装置の環境条件は、下記に示すとおりとする。

2.2.1 屋内機器

- (1) 温度
 - 5～40℃（パソコン・プリンタ等の汎用品を除く）
 - 10～30℃（パソコン・プリンタ等の汎用品）
- (2) 湿度
 - 90%以下（汎用品を除く）（結露のないこと）
 - 40～80%（パソコン・プリンタ等の汎用品）（結露のないこと）

2.2.2 屋外機器

- (1) 温度
 - －10～40℃
- (2) 湿度
 - 95%以下

2.3 電氣的機械的強度

本装置は、次の条件の中に4時間放置した後において、電氣的、機械的に異常を生じないこと。

周囲温度	－20℃～50℃
相対湿度	95%（周囲温度＋35℃）

但し、プリンタ、ダム管理用制御処理設備（端末装置、磁気ディスク装置、フレキシブルディスク装置等）及び計測機器等についてはこの限りとしなない。

2.4 構造

本設備の各装置の製作に当たって、その構造は以下に示す点に留意するものとする。

- (1) 各装置各部の操作が容易で且つ、的確に行えること。
- (2) 保守点検が前面から容易に行え、また部品交換等が容易に行える構造とする。
- (3) 外部機器との接続は可能な限り架上若しくは架下の一括端子で容易に行えること。
- (4) 筐体は堅牢且つ小型化に留意すると共に、既設機器と調和するものとする。
- (5) 屋外設置設備は特に防水、防塵に留意した構造であること。

2.5 電源条件

本設備に供給できる電源は以下のとおりとする。

- (1) 伊仙中部ダム管理事務所
三相 AC200V 60Hz
単相 AC200/100V 60Hz
- (2) 馬根水位警報局、阿権警報局
三相 AC200V 60Hz
単相 AC100V 60Hz
- (3) 馬根雨量水位局、東阿権警報局
DC12V

2.6 保安装置

商用電源及び屋外ケーブルからの雷サージ、誘導雷等による障害電圧消去のため、保安器（SPD高速避雷器）及び耐雷トランス等を設置するものとする。

2.7 塗装

塗装は、防錆処理後メラミン焼付塗装を基本とする。

但し、塗装不可能な部分については溶融亜鉛メッキ処理等を行い、発錆が生じないようにするものとする。

2.8 銘板

本設備を構成する各装置(以下「装置」という)には、装置名称、型式、製造年月、製造社名及び製造番号を表示した銘板を取り付けるものとする。

また、装置の主要部分には、銘板、刻印又は押印等により表示を行い、主要部品には、回路図と照合できる記号あるいは番号をつけること。

2.9 作業条件

既設機器との対向試験を行う際には、監督員に十分な説明を行い、支障をきたさないように十分注意し、試験作業を行うこと。

また、仕様に変更が生じる際は協議により仕様変更を行うものとする。

2.10 産業廃棄物

撤去機器等の産業廃棄物処理については、受注者が取りまとめて発注者へ報告するものとする。当初設計では運搬費を計上していないので、発注者と協議して適正に処理する。

なお、処理が必要な場合は変更契約の対象とする。

第3章 ダム管理事務所

3.1. システムの機能

3.1.1 概要

伊仙中部ダム管理事務所用制御処理設備の保全対策に伴う更新を行う。

入出力中継処理装置、テレメータ放流警報制御監視装置の情報を処理し表示、記録等を行うものとする。

3.1.2 設備の構成

設備の構成は、以下のとおりである。

- (1) 入出力中継処理装置
- (2) ゲート操作器
- (3) 総合観測装置
- (4) データ処理装置
- (5) WE B配信装置
- (6) FA用HUB
- (7) OA用HUB
- (8) 時計装置
- (9) レーザープリンタ
- (10) 風向風速計
- (11) 温度・湿度計
- (12) 雨量計
- (13) 地震観測装置
- (14) 漏水量測定装置

(1) 入出力中継処理装置

- | | | |
|-------------|-----------------|---------|
| ① 形式 | 屋内自立型 | |
| ② 材質 | 鋼板製 | |
| ③ 寸法 | W800×H2050×D600 | 承諾により決定 |
| ④ 盤内機器 | | |
| 1) 配線用遮断器 | | 1 式 |
| 2) 光成端箱 | | 3 個 |
| 3) 光信号変換器 | | 3 個 |
| 4) 多重伝送装置 | | 1 組 |
| 5) スイッチングハブ | | 1 個 |
| 6) 盤内照明 | | 1 台 |
| 7) ドアスイッチ | | 1 個 |
| 8) その他必要な物 | | 1 式 |

※単線結線図を参照。

(2) ゲート操作器

- | | | |
|---------------|----------------|---------|
| ① 形式 | 卓上型 | |
| ② 材質 | 鋼板製 | |
| ③ 寸法 | W500×H200×D400 | 承諾により決定 |
| ④ 盤面機器 | | |
| 1) タッチパネル | 1 2 インチ程度 | 1 台 |
| 2) 非常停止ボタン | | 1 個 |
| 3) キーセレクトスイッチ | | 1 個 |
| 4) その他必要なもの | | 1 式 |
| ⑤ その他 | デスク、椅子含む | |

(3) 総合観測装置

- | | | |
|-------------|------------------------|-----|
| ① 形式 | 屋内自立型 (ラックマウント) | |
| ② 材質 | 鋼板製 | |
| ③ 寸法 | W570×H2050×D600 | |
| ④ 盤内機器 | | |
| 1) 配線用遮断器 | | 1 式 |
| 2) 信号用避雷器 | | 1 式 |
| 3) 盤内照明 | | 1 台 |
| 4) ドアスイッチ | | 1 個 |
| 5) 気象観測用ロガー | | |
| 1. 電源 | AC 100V | |
| 2. 寸法 | W430×H99×D330 | |
| 3. 入力信号 | アナログ 4 点 (温度、湿度、風向、風速) | |

パルス1点(雨量)

4. 記録

SDメモ리카ード

6) その他必要な物

1式

⑤ その他

- 1) 漏水量計用ロガー及び地震計用ロガーを組み込むスペースを設けること。

(4)データ処理装置

各種のデータ編集、演算、ファイル、表示・記録、警報および制御処理を行う。

また、ダム施設の監視(取水設備、放流バルブ、ポンプ室、水位、流量、雨量等)を行う。

① データ処理

流量演算(H-Q、H-Z-Q)、貯留量演算(H-V)、雨量演算(時間雨量)などの処理を行う。

- 1) 収集したデータおよび演算処理したデータを主記憶装置または補助記憶装置に記憶する。
- 2) 必要なデータはプリンタなどに出力する。
- 3) 水理・水文データの上下限異常、各機器の故障、異常検出および警報処理などを行う。
- 4) 24時間連続稼働システムで、実績のある汎用OSで構築する。
- 5) 上記各機能を指定の周期内に処理できること。

② 機器仕様(同等以上)

- | | |
|-----------|---------------------------|
| 1) CPU | Core i5 以上 |
| 2) メモリ | 8GB 以上 |
| 3) ドライブ | DVD-RAM |
| 4) 補助記憶装置 | 512GB 以上 |
| 5) OS | Windows10Pro 64bit |
| 6) モニタ | 24型(16:9)full HD TFTカラー液晶 |
| 7) 消費電力 | 400VA 以下 |
| 8) 周辺機器 | マウス、キーボード |

③ 監視項目

- | | |
|--------------|-----|
| 1) 取水設備ゲート | 5基 |
| 2) 放流ゲート | 2基 |
| 3) 放流バルブ | 5基 |
| 4) ダム水位 | 1個所 |
| 5) 取水流量 | 3個所 |
| 6) 排水ポンプ | 2基 |
| 7) 送水ポンプ | 2基 |
| 8) FP水位 | 1個所 |
| 9) ポンプ室水位 | 1個所 |
| 10) ポンプ室送水流量 | 1個所 |

- | | |
|---------------------|--------------------|
| 11) 電源設備 | 1 式 |
| 12) 雨量水位観測局 | 1 個所 |
| 13) 水位観測局 | 1 個所 |
| 14) 気象観測装置 | 1 式 (雨量、風向風速、気温湿度) |
| 15) 漏水量 | 4 箇所 |
| 16) 地震観測 | 2 箇所 |
| 17) その他必要な物デスク、椅子含む | |

④ ソフトウェア仕様

1. 一般事項

- (1) 本工事におけるデータ処理装置の基本ソフト (OS) は、Windows 10 Pro 以上とする。
- (2) アプリケーションソフト
 - 1) ソフトウェアは、階層構造とし、次の条件を備えたものとする。
 - a. ソフトウェアは与えられた条件のもと要求される機能を実際に行えなければならない。
 - b. ソフトウェアは、個々の処理単位でモジュール化を図らなければならない。
 - c. 各モジュール内の処理は、単純化し、処理内容(処理タイミング、処理の手順等)が、容易に理解できなければならない。
 - 2) ソフトウェアの機能及び動作を確認するため次の試験が容易に行えるものとする。
 - a. モジュール単体で単体試験ができるものとする。
 - b. 各処理機能単位で組合せ試験ができるものとする。
 - c. 総合的な機能確認及び動作確認試験ができるものとする。
 - 3) アプリケーションプログラムを作成するときの使用言語は、設備更新時に移植性を有し、第三者にも容易に理解できるソフトウェアとするため、次によるものとする。
 - a. パソコン又は OS に依存しない言語を使用するものとする。
 - b. 入出力処理装置等のプログラムは、C 言語、ラダー言語等を使用するものとする。
 - c. メーカー固有の言語は使用しないものとする。

2. ソフトウェア機能仕様

ダム管理システムが適正に動作するように製作されているものとする。

(1) 全体処理システムの構成

データ処理装置、入出力中継処理装置などとする。

(2) データ処理システムのソフトウェア機能仕様

ソフトウェアの機能仕様は、「水管理制御方式技術指針(計画設計編)」に準じるものとし本工事における演算処理内容は次のとおりとする。

1) システム管理

ソフトウェアを構成する RAS 管理、時刻・スケジュール管理、業務処理シーケンス管理、事象(警報・通報)管理を行うものである。

a. RAS 管理

プログラム及びハードウェアで検出した障害に対しフェールセーフ等の処理を行う。

b. 時刻、スケジュール管理

定間隔処理のプログラムの実行順の管理を行う。

c. 業務処理シーケンス管理

各業務が必要な手順で処理されているか管理を行う。

d. 事象(警報・通報)管理

検出された異常、障害などの表示、警報を行う。

2) データ編集処理

データ編集処理は、データ収集処理されたデータを識別し、必要なコード変換を行った後、演算処理又はファイル処理等へデータを出力するものである。

a. データ収集処理データ

データ収集処理で正常と判定されたデータは識別された後、演算処理あるいはファイル処理等へデータを出力する。

b. ファイル処理データ

印字・表示・伝送制御処理等から要求された場合は、逆の変換を行った後、各種プログラムへデータを出力する。

3) 処理の基本事項

a. 処理の桁数・単位

水位、放流量、貯水量、雨量、漏水量

b. 処理時刻

基準時刻、観測時刻、スイッチ操作・状態・故障の発生時、任意処理随時

c. 数値の丸め方

数値処理における四捨五入などの丸め方は、JIS Z 8401「数値の丸め方」による。

d. 用語の定義

・貯水池諸量関係

計測貯水位、平滑貯水位、有効貯水容量、貯水量、空容量、調整流量、ゲート開度、ゲート毎放流量、放流設備種別毎放流量、ダム放流量、放流量、全放流量、流入量、全流入量、貯留流量、漏水量

・雨量諸量関係

観測雨量、m分雨量、時間雨量、累計雨量、河川水位、河川流量

・集計処理関係

日雨量、日貯水位、月貯水位、基準点流量、月降雨量、

最多 N 時間雨量

4) 入力処理

a. 特記事項

各種信号の入力・検定の処理(符号検定、スケール検定、平滑処理、開度のゼロ補正処理、鉛直開度処理等)、変換処理(入力値 900~999、9000~9999 等)、処理項目・処理順序(フィルタリング、パリティ、基準値変換、開度ゼロ補正、スケール検定、偏差値検定、平滑処理)

b. 計測値の入力処理

取込処理、フィルタリング処理、計測値の検定処理(符号検定、スケール検定、前回今回偏差値検定、異常値継続回数処理)、異常判定と処理(判定、欠測記憶処理、警報処理)、正常復帰時の処理(異常継続回数リセット、異常回復記憶処理、異常回復警報)

c. 観測値の入力処理

取込処理(テレメータ、入力終了、保守)、観測値の検定処理(符号検定、フラグ検定、スケール検定、前回今回偏差値検定、異常値継続回数処理)、異常判定と処理(判定、欠測記憶処理、警報処理)、正常復帰時の処理(異常継続回数リセット、異常回復記憶処理、異常回復警報)

d. 機側状態信号の入力処理

取込処理、フィルタリング処理

e. 時刻信号の入力処理

取込処理

f. 外部通信設備からの入力処理

g. 計測値の補正・変換処理

計測値の平滑処理、計測値の連結処理(主副水位計 2 台あり時等)、計測値の基準値変換、変換処理、スケール変換

h. 観測値の補正・変換処理

計測値の平滑処理、計測値の連結処理(主副水位計 2 台あり時等)、計測値の基準値変換、変換処理、スケール変換

i. ゲート開度の補正・変換処理

開度の鉛直変換、開度ゼロの補正、計測値の基準値変換、スケール変換

j. 流量等の補正・変換処理

5) ダム諸量演算

a. 基本事項

正分値基本諸量(貯水位、流量)、異常発生時の処理(貯水位、流量)、基本量欠測時の処理

b. 演算条件・特記事項

貯水池水位計

c. 貯水量演算

処理周期と処理(貯水位変化時貯水量演算、正分値抽出、正時抽出処理)、

総貯水量、有効貯水量、貯水量、空容量、調整流量、時間平均値

d. 放流量演算

処理周期と処理(正分時、定時、正時)、放流設備毎放流量、全放流量、時間平均値

e. 流入量演算

処理周期と処理(正分時、定時、正時)、全流入量、時間平均値

f. 日処理

処理周期と処理(日処理)、日貯水位、日合計放流量、日合計調整流量、日合計全流入量、日平均貯水位、日平均貯水量、日平均空容量、日平均放流量、日平均調整流量、日平均全流入量、日最大値及び日最小値、日処理・流入量、日処理・補給量、日処理・貯水量、時間平均値

6) 雨量諸量演算

a. 基本事項

正分値基本諸量(貯水位、流量)、異常発生時の処理(貯水位、ゲート開度・流量)、基本量欠測時の処理

b. 演算条件

c. 雨量諸量演算

d. 日処理

7) 演算処理

a. 水位－流量演算(H-Q 演算)

H-Q 演算は、子局から送信された水位データを基にダム管理事務所で流量を演算する。なお、H-Q 演算はプログラムによる折線近似によるものとする。

b. H-V 演算

ダム貯留量は中央管理事務所において、H-V 演算で求めるものとする。

c. 流入量演算

流入量計算は標準仕様書の貯水位変化方式による算出を行うものとする。また、各計算方式による流入量データを同時に計算し、操作員が運用で使用する流入量データを画面より比較・選択できるものとする。

d. スケール変更

収集データについて時系列表示する際、時間軸(横軸)及び計測値軸(縦軸)のスケールを変更できるものとする。

e. 警報判定処理

故障、データ異常の際に、警報判定を行い、警報盤や表示記録端末装置へデータを出力するものである。なお、警報判定値は任意に変更(調整)できるものとする。

f. 計値演算処理

収集データについて日及び月の合計値、平均値、最大値、最小値の演算処理及び雨量の演算処理を行う。なお、雨量演算は、毎正時に前回正時まで

の積算値との差を求め、時間雨量とする。また、ある時刻から現在までの雨量の積算値を累計雨量とし、累計雨量は手動によるリセット機能のほか、N(設定値)時間の無降雨を検出し、リセットする自動リセット機能を有するものとする。

8) 入出力中継処理

入出力中継処理装置で行う入出力処理である。

a. データ一次処理

テレメータにより入力される水位についてはEL変換を行うものとする。また、テレメータにより入力される水位、流量、貯水位は平滑処理を行うものとする。

b. 直送入力処理

ダム管理事務所の雨量を取り込み、入力処理を行う。

9) 操作入力処理

操作入力処理は、下記の入力を行うものである。

a. 警報等設定値入力

b. 累計雨量リセット及び設定時間入力

c. その他の必要とする操作入力

ダム管理事務所画面一覧表

画面種別	画面名称	機能概要	画面枚数
メニュー	メニュー	システムで取り扱う画面の一覧表と要求画面の呼出を行う。	1
	各施設模式図メニュー	各施設模式図の画面一覧と要求画面の呼出しを行う。	
操作入力	設定	(1) 各種設定 各1枚 ・日、月、年報帳票等作成 (2) 警報等設定値 1枚 (3) メール等設定値 1枚	5
全体概況	水管理概況表示	ダム管理のために必要な水位、流量の色別レベル表示及び数値表示を模式図上に示す。これにより、水位が設定レベル内にあるかまたは防災上で危険レベルにあるか判定する。	1
ダム機器	システム監視	モード化した管理事務所機器上に故障、警報を表示する。	1
制御操作	各制御	監視制御操作を行うために必要な諸量及び状態を表示し、制御操作入力が可能なものとする。	

画面種別	画面名称	機能概要	画面枚数
トレンド	水位	管理対象の水位計毎に水位を時系列表示する。時系列スケールは時間軸で24時間及び14日間とする。	1
	水位、雨量 量相関	雨量に対して基準となる水位を時系列表示する。時系列スケールは時間軸で48時間とする。	1
	雨量、流 量相関	雨量に対して基準となる用水量を時系列表示する。時系列スケールは時間軸で48時間とする。	1
	雨量	管理対象の雨量計毎に雨量を時系列表示する。時系列スケールは時間軸で48時間及び14日間とする。なお、複数の雨量計の表示も可能とする。	1
	流量	流量を時系列表示する。時系列スケールは時間軸で24時間及び14日間とする。	1
作表	履歴	機器の動作、故障、警報などの状態変化を日、時、分を付して時系列表示する。	4
	計測量 日報	水位、流量、雨量などの計測値を日報形式で表示する。	1
	計測量 月報	水位、流量、雨量などの計測値を月報形式で表示する。	1
	計測量 月報	水位、流量、雨量などの計測値を年報形式で表示する。	1
合 計			50

10) 表示画面形式

表示画面では、表示したい画面まで少ない操作で移行するため、「画面機能選択タブ」および「画面種別選択タブ」を常時表示する表示形式とし、表示エリアから独立させることで画面の種類を常に把握可能な形式で構成するものとする。

11) 操作履歴表示

警戒値等の定数管理は運用上重要であるため、変更操作を行った場合、その変更履歴を表示できるものとする。

12) 記録印刷処理

記録処理は、データ処理装置などのマウス又はキーボードの操作により帳票作成要求に応じて帳票の種別単位で手動により記録する処理を行うこととする。

なお、警報・通報記録は、要因の発生(または復旧)を手動操作要求によりレーザープリンタ又は表計算ソフトデータ形式により出力することとする。

過去データについては、表示記録端末装置などからの操作により、検索(期間指定)及びカラーレーザープリンタへの記録が任意に行えるものとする。

帳票の種類は次表に示すとおり想定している。

記録種別及び印字タイミング

記録種類	ページプリンタ (カラー)
警報・通報記録	要求時
日報記録	要求時
月報記録	要求時
年報記録	要求時
画面記録	要求時

a. 日報

指定された時刻又はデータ処理装置からの作表要求により、計測値の正時データ、日集計データ(合計、平均、最大、最小値)を印刷する。

b. 月報

指定された時刻又はデータ処理装置からの作表要求により、計測値の日データ、月集計データ(合計、平均、最大、最小値)を印刷する。

c. 年報

指定された時刻又はデータ処理装置からの作表要求により、計測値の月データ、年集計データ(合計、平均、最大、最小値)を印刷する。

d. 履歴

データ処理装置からの作表要求により、機器の動作、故障、警報などの状態変化を日、時、分を付して時系列印刷する。なお、発生時の始点を指定して印刷できるものとする。

13) ファイル処理

ファイル処理は、ダム管理事務所設備、無線 TM 親局装置で収集したデータ及び編集・演算等で処理したデータを保存する処理である。データの一元管理を行うため、マスターファイルを設け、必要な収集データ、演算処理データを保存する。データ処理周期毎に必要なデータをマスターファイルから読み出し処理する。既設無線 TM/TC 親局装置で収集したデータ及び編集・演算等で処理したデータは稼働中である。

a. マスターファイル

(ア) マスターファイル構成

マスターファイル構成、保存内容、保存期間は下記に示す通りとする。マスターファイルはデータ処理装置の補助記憶装置に保存するものとする。

マスターファイルの構成と保存期間

ファイル構成	保存内容	保存期間
10分ファイル	水位、流量など10分ファイルとしてデータ収集装置から入力された値、又はデータ処理装置で処理した10分ファイル値	1.5年分

ファイル構成	保 存 内 容	保存期間
日ファイル	日集計処理で求めた日量値	10年分
月ファイル	月集計処理で求めた月量値	10年分
年ファイル	年集計処理で求めた年量値	10年分
記録ファイル	履歴記録したデータ	1.5年分
諸量監視条件	水位、流量、雨量などの上下限設定値など	—

(イ) データの更新

マスターファイルへ保存されているデータはそれぞれ必要な周期で更新されるものとする。

(ウ) ハードディスクの物理構成

ハードディスク障害によるデータの損失を回避するため、物理構成はミラーリングが可能な構成とする。

b. データの外部記憶への保存

外部記憶媒体として、光磁気ディスクへマスターファイルのデータが保存できるものとする。保存は、手動要求により保存するものとし、保存データの形式はCSV形式によるものとする。

c. データの補填等(操作入力処理)

(ア) データの補填

各種諸量の基本量が欠測した場合は、欠測した基本量をデータ処理装置より入力し、マスターファイルを補填するものとする。なお、基本量を補填後、再計算を行い関連する諸データを自動的に補填するものとする。

(イ) 演算・監視条件・警報条件等の設定及び変更

各種諸量演算条件・対応表数値・監視条件等の設定及び変更は、データ処理装置からマスターファイルへ設定又は設定変更により行うものとする。また、設定又は設定変更した結果の確認もデータ処理装置で行えるものとする。

14) データ収集処理

a. 直送データ入力処理

入出力中継装置等を介して一定時間間隔毎に計測値(雨量等)データの入力処理を行うもので、その機能は次のとおりとする。

(ア) フィルタリング処理

(イ) 検定処理

(ウ) 異常値の判定処理

b. 時刻入力処理

時刻入力処理は、管理事務所事務等に設置されている各設備の時刻を一元管理するため、親時計装置からの時刻信号(LAN)の入力処理を行う

ものとする。

3. ソフトウェアの著作権

本工事で製作(以下「開発」という)されたソフトウェアに関する著作権の帰属については、次のとおりとする。

(1) 新規に開発したソフトウェア

ソフトウェアの著作権については、請負者に帰属するものとするが、発注者がソフトウェアを使用するため必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

(2) 発注者又は請負者が従前から有していたソフトウェア

ソフトウェアの著作権は、それぞれ発注者又は請負者に帰属する。この場合、請負者は発注者に対し当該ソフトウェアについて、発注者が対象ソフトウェアを使用するための必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

(5) WEB配信装置

WEB配信を可能とするためのFAパソコン。

① 機器仕様 (同等以上)

1) CPU	Core i5 以上
2) メモリ	8GB 以上
3) モニタ	24型(16:9)full HD TFT カラー液晶
4) LAN	10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T
5) インターフェース	USB3.1、LAN、アナログRGB、HDMI ヘッドセット端子等
6) OS	Windows10 Pro 64ビット
7) 周辺機器	マウス、キーボード
8) その他	伊仙中部ダムデータ処理装置と接続し情報監視を行うプログラム及びWEBカメラを監視できるプログラムをインストールする (プログラム作成は別途)

② その他必要な物

デスク、椅子含む

(6)FA用HUB

データ処理装置、入出力中継処理装置等と通信させる

① 機器仕様

1) 電源	AC100V
2) 準拠規格	10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T
3) スイッチング機能	具備する
4) ポート数	16ポート
5) コネクタ	RJ-45

② その他必要な物

(7)OA 用 HUB

データ処理装置、レーザープリンタ等と通信させる。

① 機器仕様

- | | |
|-------------|--------------------------------|
| 1) 電源 | AC100V |
| 2) 準拠規格 | 10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T |
| 3) スイッチング機能 | 具備する |
| 4) ポート数 | 16 ポート |
| 5) コネクタ | RJ-45 |

② その他必要な物

(8)時計装置

時計装置は FM 放送波または, G P S 電波を受信して自らの時刻を補正するとともに、補正した時刻情報をシステム内の各機器に受け渡し、システムの時間管理を行う。

① 機器仕様

- | | |
|-----------|----------------------------------|
| 1) 形式 | FM 受信式若しくは GPS |
| 2) 出力信号 | 情報系 LAN(10BASE-T/100BASE-TX)、パルス |
| 3) 電波修正機能 | 有すること |
| 4) 受信周波数 | 76~90MHz |
| 5) 停電保証時間 | 30 時間以上 |
| 6) 構造 | 壁掛型 |
| 7) 電源 | 単相 AC100V 60Hz |

(9)レーザープリンタ

情報処理装置で処理された帳票など印字出力する。

① 機器仕様

- | | |
|-------------|-------------|
| 1) 記録方式 | 半導体レーザ方式 |
| 2) 印字速度 | A4 30 枚/分程度 |
| 3) 印字密度 | 600dpi 以上 |
| 4) 印字色 | カラー |
| 5) 用紙 | A4 |
| 6) インターフェース | LAN、USB |

② その他必要な物

プリンタ台含む

(10)風向風速計

① 機器仕様

- | | |
|---------|-------------------|
| 1) 検出方式 | 風向：尾翼式
風速：パルス式 |
|---------|-------------------|

- | | |
|-----------|------------------------------|
| 2) 測定範囲 | 風向：全方位/360° |
| | 風速：0.4～60m/s 以上 |
| 3) 出力 | DC0～5V、DC1～5V、DC4～20mA のいずれか |
| 4) 設置箇所 | 伊仙中部ダム管理事務所屋上 |
| ③ その他必要な物 | 取付架台含む |

(11) 温度・湿度計

- | | |
|-----------|---------------|
| ① 機器仕様 | |
| (ア) 温度計 | |
| 1) 検出方式 | 測温抵抗体式 |
| 2) 測定範囲 | -50～50°C |
| 3) 設置方式 | ポール取付（取付金具含む） |
| 4) 設置箇所 | 伊仙中部ダム管理事務所屋上 |
| (イ) 湿度計 | |
| 1) 検出方法 | 静電容量式 |
| 2) 測定範囲 | 0～100% |
| 3) 設置方式 | ポール取付（取付金具含む） |
| 4) 設置箇所 | 伊仙中部ダム管理事務所屋上 |
| ② その他必要な物 | |
| | 取付架台含む |

(12) 雨量計

- | | |
|-----------|---------------|
| ① 機器仕様 | |
| 1) 検出方法 | 転倒ます式 |
| 2) 受水口径 | 200mm |
| 3) 転倒雨量 | 1 mm/ 1 転倒 |
| 4) 出力 | 1 パルス/ 1 転倒 |
| 5) 設置箇所 | 伊仙中部ダム管理事務所屋上 |
| ③ その他必要な物 | |

(13) 地震観測装置

- | | |
|------------|--|
| ① 地震計 | |
| 1) 形式 | デジタル出力サーボ式感震器 |
| 2) 測定範囲 | ±400Gal（上下動±300Gal） |
| 3) 最大測定加速度 | 鉛直成分 ±30m/s ²
水平成分 ±40m/s ² |
| 4) 防水性 | JIS C 0920 IPX8 相当 |
| 5) 設置箇所 | 2箇所（山間部・堤体部） |
| ② 地震計用ロガー | |
| 1) 入力成分 | 6成分（感震器2台） |

2) 計測範囲	±4000Gal
3) 振動数範囲	DC～40Hz
4) A/D 変換器	24 ビット
5) 起動レベル	0.1～99.9Gal
6) 停止レベル	0.1～99.9Gal
7) 記録	内部メモリまたは SD カード
8) 外部出力	Ethernet、RS232C、RS422、USB
9) 付属	GPS アンテナ
10) 筐体	ラックマウント型
11) 設置個所	伊仙中部ダム管理事務所設置の 総合観測装置に収納

③ その他必要な物

(14) 漏水量測定装置

① 漏水量検出器

1) 検出方式	半導体圧力式
2) 用途	淡水用
3) 測定範囲	0～300mm 以上
4) 出力	DC0～5V、DC1～5V、DC4～20mA のいずれか
5) 使用堰	既設流用
6) 設置個所	4 箇所

② 中継器

1) 構造	防塵防雨型
2) その他	避雷器内蔵
3) 設置個所	4 箇所

③ 漏水量計用ロガー

1) 入力	漏水量検出器 4 箇所
2) 入力信号	DC0～5V、DC1～5V、DC4～20mA のいずれか
3) 測定範囲	0～2000ℓ/min
4) 流量変換機能	上記使用堰にて計算
5) 出力	DC4～20mA、Ethernet
6) 記録	内部メモリまたは SD カード
7) 筐体	ラックマウント型
8) 設置個所	伊仙中部ダム管理事務所設置の総合観測 装置に収納

④ その他必要な物

第4章 据付工事

4.1 一般事項

- (1) 据付工事は、機器の据付、配線、調整等の工事とする。
- (2) 工事は、本仕様書及び1.5項に示す規格、基準等により施工し、外観優美で堅牢且つ、保守点検が容易なように施工するものとする。
- (3) 不要となる既設設備の撤去については、その時期、順序について、監督職員と十分協議のうえ決定し、その指示に従うものとする。
- (4) 機器の据付順序等工事の手順及び機器の配置、管理所内工事全般についても、製作承認用の協議図書を提出して承認を得るものとする。工事中は、洪水、風水害、地震等に十分留意して施工するものとする。
- (5) 監督職員が、工事中に監督上あるいは検査の都合上必要と認め、工事施工の中断を指示することがあるが、受注者は、これに異議を申し立ててはならない。
- (6) 新規に施工する屋外施設は、平均風速 40m/s、最大瞬間 60m/s の風速に耐えられるよう施工するものとする。
- (7) 受注者は、工事施工にあたり公害の防止等に努め、付近の住民に迷惑のかからぬよう配慮するものとする。
- (8) 受注者は工事施工にあたり、既設の構造物等を汚染、又はこれらに損傷を与えた場合は、監督職員に連絡するとともに、その指示に従い速やかに修復しなければならない。
- (9) 工事の施工にあたり、免許等資格を要する作業に当たっては、それぞれの有資格者が当たるものとし、事前に届け出て監督職員の承諾を得るものとする。
- (10) 工事の施工にあたっては、十分な安全管理を行わなければならない。
- (11) 据付工事については、非出水期の行うこととし、また、長期予報等を活用し、洪水時のダムの操作に支障がないよう留意すること。

4.2 工事経費

- (1) 機器据付、配線に必要な一切の材料費及び維持工事経費は、全て受注者の負担とする。
- (2) 工事に関して、受注者が第三者に対して損害を与えた場合は、全て受注者の負担において処理しなければならない。

4.3 使用材料

- (1) 機器据付、配管、配線等に使用する資材は J I S 規格品又は一級品以上の良質なものを使用するものとする。
- (2) 据付に使用する部材については、強度はもちろん防塵等に十分留意したものとする。
- (3) 工事途中において、不良品と認められる資材が使用された場合は、取替を命ずるものとする。

4.4 配線

- (1) 配線は整然と行い、信号ケーブルについては、誘導障害を防止するため、シールドされたケーブルを使用するものとする。

- (2) 各ケーブルの接続は、可能な限りコネクタ接続とし、端子渡しの場合は圧着端子を使用するものとする。
- (3) 各ケーブルには、ケーブル種別、ケーブル番号、行先等を明示するものとする。

4.5 輸送

- (1) 現地作業工程に従い、完成した製品を遅延なく、据付現場まで輸送し、据付に支障がないようにしなければならない。
- (2) 輸送中に変形、破損事故がおこらないような荷造り、積み降ろし方法をとるものとする。

4.6 据付

- (1) 機器の据付に当たっては、予め機器配置図を作成し、監督職員の承認を受けるものとする。操作室の機器配置図は別図に示す。
- (2) 据付に使用する部材については、強度はもちろん防塵等にも十分留意したものとする。
- (3) 据付は、地震等による振動及び積雪による過重に対しても、十分な強度を有するよう固定するものとする。

4.7 保安及び災害防止

- (1) 受注者は、労働安全衛生規則を遵守し、施工しなければならない。
- (2) 運搬、据付及び調整は、十分な経験を有する技術者を派遣し、工事の円滑な遂行をはからなければならない。

第5章 施工管理

5.1 施工管理

- (1) 施工管理基準に定めのない工種については、監督職員と協議し管理しなければならない。
- (2) 施工管理基準の変更及び除外項目は、監督職員との協議による。
- (3) 施工管理における規格値は、施工管理基準の管理基準値（参考）を満たす値、もしくは別途定めた社内規格値を採用するものとする。ただし、社内規格値については、施工管理基準の管理基準値を満たす値とする。

第6章 その他

6.1 前払金及び部分払い、中間前払

- (1) 前払金は、40%以内で支払うことができる。

また、鹿児島県会計規則第84条第2項に定める要件を満たした場合には、中間前払金を20%以内で支払うことができる。

なお、当初設計において、前記の前払金を受けるものとして、一般管理費の率を計上してあ

るので、この率については、最終変更でも率の補正は行わない。

部分払いの請求は3回以内とし、前払金があるときは2回とする。ただし、中間前払いがあるときは、部分払いは行わない。

6.2 検査

- (1) 工事は関係機関の検査及びその他の関係機関の検査を受けることがある。その結果、手直し等を生じた場合は、受注者の負担でこれに応じなければならない。
- (2) 検査に当たっては、現場代理人及び主任技術者並びに施工管理責任者は必ず立会しなければならない。
- (3) 検査に必要な資料の提出及び測量機器並びにその他の機材の準備については、検査員の指示に従わなければならない。
- (4) 検査箇所の修復は、検査員の指示により受注者の負担で速やかにこれに応じなければならない。
- (5) 中間検査は、原則として、概ね進捗50%時点または不可視部分の施工が終了した時点を目途に行うので、時期及び検査内容について監督職員と協議すること。

6.3 工期等の取扱いについて

- (1) 本工事は、繰越を予定しており、完了工期については、議会承認が得られた場合に変更契約を行うものとする。
- (2) 繰越承認後の完了工期は、265日間を予定している。
- (3) 「工事標示板」等に工期を表示する場合は、監督職員と協議のうえ、当初は前項の工期を考慮した完了予定工期に「(予定)」を付して標示するものとし、契約変更後速やかに変更後の工期に訂正するものとする。

(別紙)

安全管理

第1条 工事施工のための安全対策

1 安全標識

- (1) 立入り禁止の標識
- (2) 制限速度及び注意の標識
- (3) 工事予告の標識
- (4) その他上記に準ずるもので掲示板、看板、立札、安全塔、各種標識、掲揚塔、保安塔、回転灯等

2 安全施設

- (1) 工事現場の囲い、手すり、地すり、幅木
 - ア 工事現場周辺の囲い、有刺鉄線、ロープ等
 - イ 墜落の危険のある作業場所での手すり、地すり、安全ロープ等
 - ウ 落下物に対する簡単な金網、板等の防護施設
- (2) 高圧機器の感電防止柵等
 - ア 地上に設置する変圧及び、高圧負荷の機器の防護策等
 - イ 簡易クレーン等が道路又は、道路上を横断する場合、落下物に対する簡単な防護施設
- (3) 警報装置等
 - ア 交通頻繁な出入口等に設置する警報装置（信号機、カーブミラー等）
 - イ 危険区域からの退避等を知らせる警報装置（鐘、サイレン等）
 - ウ その他（トランシーバー、保安燈の電池、赤旗等）
- (4) 交通安全施設等
バリケード、セーフティコーン、進入防止柵、歩道柵、放送施設、その他警報施設等
- (5) その他上記に準ずる危険防止施設

3 安全管理

(1) 監視員

- ア 線路に接近して行う作業で列車及び作業員の安全確保の必要な場合の監視
- イ コンクリート橋梁仮設作業等の支保工の変形圧縮沈下等の監視
- ウ 土石の崩壊又は落下の危険のある作業場所での監視
- エ 道路及び通路等に接近して作業をする場合の道路監視

(2) 誘導員

- ア 土砂場、崖縁、見通し困難な場所、工所用道路と一般道路との交差する箇所、土石等の崩壊、落下の恐れのある箇所、又は他の作業箇所と接近する箇所等で安全上必要な箇所での誘導
- イ 一般公道上で作業する場合の誘導

ウ その他上記に準ずるもの

(3) 見張員

ア 倒壊及びコンクリート塊，鉄片等の飛散，落下に対する災害防止に必要な場合の見張り

イ 見通しの悪いところの見張り

ウ その他上記に準ずるもの

(4) 信号手

ア トラック等の出入頻繁な箇所の信号手

イ 点火（発破作業）の合図，退避の合図（旗振り）のため

ウ 危険作業及び交通頻繁な箇所の信号手

エ その他上記に準ずるもの

(5) 安全用品

保安帽，命綱，防じんマスク，防毒マスク，耳栓，信号燈，発煙筒等

第2条 安全・訓練等に関する施工計画の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に，本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し，監督職員に提出するものとする。

工事施工条件明示

工事名： 水利施設整備事業（基幹水利施設保全型） 第二伊仙中部地区 6-1工区

（令和6年4月版）

明示事項	明示内容	該当	出典		
				頁	
基本事項	概算数量発注	・ 概算数量発注方式による積算，工期設定	-	共通仕様書 ③1-1-19	244
	契約保証金	・ 契約の保証は，当初請負金額が500万円を超える場合，請負金額の10分の1以上の金銭的保証を要す。	○	契約書 第36条	-
	前払金	・ 前払金を40%の範囲内で支払うことができる。	○	契約書 第35条	-
		・ 中間前払金を請求することができる。	○		
	部分払	・ 部分払の請求は2回以内とし，前払金がある場合も2回とする。ただし，中間前払金があるときは，部分払は行わない。	○	契約書 第38条	-
	繰越予定工事の工期	・ 翌年度への繰越予定。繰越承認後の完了工期は 265日間を予定している。	○	共通仕様書 ③1-1-3	238
	余裕期間	・ 余裕期間を設定した契約方式の対象工事	-	共通仕様書 ③1-1-4	238
	週休2日試行工事	・ 週休2日試行工事の対象工事	○	共通仕様書 ③1-1-16	244
	環境改善実施要領	・ 工事の実施にあたっては，「環境改善実施要領（工事編）」に基づき，受発注者相互に協力し，取り組むものとする。	○	実施要領 県ホームページ	-
	品質証明	・ 品質証明の対象工事	-	共通仕様書 ③1-1-9	240
	中間検査	・ 中間検査を実施する工事	○	共通仕様書 ③1-1-2	238
	配置技術者等の途中交代	<p>「配置技術者等の途中交代」は，関係通知文書の改定があり，令和6年4月1日以降執行何い決裁分から本格運用となり，仕様書記載例に変更があるため，共通仕様書の改定までの間は以下に読み替えるものとする。</p> <p>1 監理技術者等の途中交代が認められる一般的な条件は，監理技術者等の死亡，傷病，出産，育児，介護又は退職等の場合や，受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合，工場から現地へ工事の現場が移行する場合や工事工程上技術者の交代が合理的な場合などである。</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し，工期が延長された場合 ・ 橋梁，ポンプ，ゲート，エレベーター，発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって，工場から現地へ工事の現場が移行する場合 ・ 一つの契約工期が多年に及ぶ場合 ・ 工程上一定の区切りと認められる時点以降 <p>※ 工程上一定の区切りと認められる時点について 監理技術者等を途中交代できる「工程上一定の区切りと認められる時点」は，品質管理・出来形管理が必要な工事目的物の施工が完了した時点とし，仮設備の撤去，後片付け及び検査等を行う期間は，監理技術者等の配置技術者の途中交代が可能な期間とする。</p> <p>なお，交代後の監理技術者等に必要な能力は，当該工事が一般競争入札であった場合は，入札参加資格としている配置予定技術者の資格要件を満足する者であること。</p> <p>2 上記1のいずれの場合であっても，発注者が工事の継続性，安全管理及び工程等に支障がないと認める場合に限り，監理技術者等の途中交代を認めるので，受発注者間で協議すること。</p>	○	共通仕様書 ③1-1-12	241
	法定外の労災保険の付与	・ 「農林水産省土地改良工事積算基準」を適用する全ての工事	○	共通仕様書 ①1-1-50	24
熱中症対策	・ 熱中症対策に資する現場管理費の補正の対象工事	○	共通仕様書 ③1-1-25	245	
時間的制約を受ける工事	・ 時間的制約を受ける工事の対象工事	-	共通仕様書 ③1-1-23	245	
施工箇所が点在する工事	・ 施工箇所が点在する工事の対象工事	-	共通仕様書 ③1-1-28	246	
現場環境改善費	・ 現場環境改善費の適用工事	-	共通仕様書 ③1-1-21	244	
建設キャリアアップシステム	・ 建設キャリアアップシステム活用の対象工事（受注者希望型）	○	共通仕様書 ③1-1-8	239	
三者技術調整会	・ 三者技術調整会を開催する工事	-	共通仕様書 ③1-1-18	244	
快適トイレの設置	・ 建設現場における「快適トイレ」設置の対象工事（受注者希望型）	-	共通仕様書 ③1-1-22	245	

※1 「該当」欄について

○：該当（適用）する -：該当（適用）しない

※2 「出典」欄共通仕様書について ①：第1編 ②：第2編 ③：第3編 【例】③1-1-39 → 第3編第1章第1節第39条

工事施工条件明示

工事名： 水利施設整備事業（基幹水利施設保全型） 第二伊仙中部地区 6-1工区

（令和6年4月版）

明示事項	明示内容	該当	出典																																						
				頁																																					
基本事項	<p>・ 農林水産省制定「土地改良積算基準」以外の他省庁が定める施工パッケージ型積算方式を利用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">歩掛名</th> <th style="width: 33%;">使用基準</th> <th style="width: 33%;">制定元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	歩掛名	使用基準	制定元													-	共通仕様書 ③1-1-20	244																						
	歩掛名	使用基準	制定元																																						
石綿使用の有無	<p>・ 受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿（アスベスト）の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。 石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあつては「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督署に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。</p>	-	特別仕様書	-																																					
工事関係	夜間工事	・ アスファルト合材夜間小口セット料金が発生する工事	-	共通仕様書 ③1-1-24	245																																				
	1日未満で完了する作業	・ 1日未満で完了する作業	-	共通仕様書 ③1-1-26	245																																				
	ICT活用工事	・ ICT活用工事の対象工事	-	共通仕様書 ③1-1-15	243																																				
	コンクリート	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">呼び強度 (N/mm²)</th> <th style="width: 10%;">スランプ (cm)</th> <th style="width: 10%;">粗骨材最大寸法 (mm)</th> <th style="width: 10%;">水セメント比 (%)</th> <th style="width: 10%;">セメントの種類</th> <th style="width: 40%;">使用目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	呼び強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	粗骨材最大寸法 (mm)	水セメント比 (%)	セメントの種類	使用目的																															-	共通仕様書 ③2-2-1	254
	呼び強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	粗骨材最大寸法 (mm)	水セメント比 (%)	セメントの種類	使用目的																																			
構造物品質確認調査	・ 構造物品質確認調査の実施 対象構造物：	-	共通仕様書 ③2-2-2	254																																					
遠隔臨場	・ 遠隔臨場の試行対象(受発注者協議による)	-	試行要領	-																																					
建設副産物	建設発生土の処理	<p>・ 建設発生土は、下記の場所に搬出すること。 受入場所の名称： 受入場所の所在地： 搬出土量： m³ 運搬距離： km その他：</p>	-	共通仕様書 ③1-1-38	249																																				
	再生資材の利用	<p>・ 下記の資材の使用に際し、再生資材を利用すること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">資材名</th> <th style="width: 30%;">規格</th> <th style="width: 30%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	資材名	規格	備考										-	共通仕様書 ③1-1-39	250																								
	資材名	規格	備考																																						
建設発生土の利用	<p>・ 盛土又は埋戻に使用する土は、下記工事からの建設発生土(又は購入土、建設汚泥処理土)を利用する。 建設発生土の種類： 工事名： 所在地：</p>	-	共通仕様書 ③1-1-39	250																																					
指定副産物(コンクリート塊)の再生利用	・ 30cm程度に小割して、盛土材として利用する。	-	共通仕様書 ③1-1-39	250																																					

※1 「該当」欄について ○：該当（適用）する -：該当（適用）しない
 ※2 「出典」欄共通仕様書について ①：第1編 ②：第2編 ③：第3編 【例】③1-1-39 → 第3編第1章第1節第39条

工事施工条件明示

工事名： 水利施設整備事業（基幹水利施設保全型） 第二伊仙中部地区 6-1工区

（令和6年4月版）

明示事項	明示内容	該当	出典	頁																																										
建設副産物 建設リサイクル法 ①分別解体の方法 ②施設の名称及び所在地 ③受入時間	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>工程</th> <th>作業内容</th> <th>分別解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①仮設</td> <td>仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無</td> <td><input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>②土工</td> <td>土工 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無</td> <td><input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>③基礎工事</td> <td>基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無</td> <td><input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>④本体構造</td> <td>本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無</td> <td><input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>⑤本体付属物</td> <td>本体付属物の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無</td> <td><input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 指定副産物（建設発生土を除く）は、下記の再資源化施設に搬出する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>施設の名称</th> <th>所在地</th> <th>運搬距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート(有筋)</td> <td></td> <td></td> <td>10.0km</td> </tr> <tr> <td>コンクリート(無筋)</td> <td></td> <td></td> <td>11.0km</td> </tr> <tr> <td>アスファルト(掘削)</td> <td></td> <td></td> <td>12.0km</td> </tr> <tr> <td>アスファルト(切削)</td> <td></td> <td></td> <td>13.0km</td> </tr> <tr> <td>木くず</td> <td></td> <td></td> <td>14.0km</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ ○ 処分場：○○時○○分～○○時○○分 △ △ 処分場： エコパーク鹿児島：</p>	工程	作業内容	分別解体等の方法	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	②土工	土工 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	③基礎工事	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	④本体構造	本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	⑤本体付属物	本体付属物の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離	コンクリート(有筋)			10.0km	コンクリート(無筋)			11.0km	アスファルト(掘削)			12.0km	アスファルト(切削)			13.0km	木くず			14.0km	○	共通仕様書 ③1-1-39	251
工程	作業内容	分別解体等の方法																																												
①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																																												
②土工	土工 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																																												
③基礎工事	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																																												
④本体構造	本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																																												
⑤本体付属物	本体付属物の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																																												
廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離																																											
コンクリート(有筋)			10.0km																																											
コンクリート(無筋)			11.0km																																											
アスファルト(掘削)			12.0km																																											
アスファルト(切削)			13.0km																																											
木くず			14.0km																																											
建設汚泥の再生利用 ①処理概要 ②品質区分基準	<p>・ 建設汚泥は、下記の処理概要により現場内で再生利用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>中間処理の場所</th> <th>中間処理の方法</th> <th>再生品の品質</th> <th>利用用途</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 「建設汚泥処理土の品質区分基準」の確認に要する費用は、下記の条件により算出</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>品質区分基準</th> <th>指標等</th> <th>試験回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>品質基準</td> <td>コーン指数</td> <td> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">生活環境保全上の基準</td> <td>土壌環境基準(環境基本法)</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>特定有害物質の含有量基準(土壌汚染対策法)</td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	中間処理の場所	中間処理の方法	再生品の品質	利用用途					品質区分基準	指標等	試験回数	品質基準	コーン指数		生活環境保全上の基準	土壌環境基準(環境基本法)		特定有害物質の含有量基準(土壌汚染対策法)		-	共通仕様書 ③1-1-39	250																							
中間処理の場所	中間処理の方法	再生品の品質	利用用途																																											
品質区分基準	指標等	試験回数																																												
品質基準	コーン指数																																													
生活環境保全上の基準	土壌環境基準(環境基本法)																																													
	特定有害物質の含有量基準(土壌汚染対策法)																																													
建設汚泥の搬出 ①施設の名称及び所在地 ②受入時間	<p>・ 指定副産物（建設発生土を除く）は、下記の再資源化施設に搬出する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>施設の名称</th> <th>所在地</th> <th>運搬距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>○ ○ 処分場： △ △ 処分場： エコパーク鹿児島：</p>	廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離					-	共通仕様書 ③1-1-39	251																																		
廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離																																											
根株、伐採木等の利用 ①発生工事 ②利用工事	<p>・</p> <p>・</p>	-	共通仕様書 ③1-1-40	251																																										
支給材料及び貸与品	<p>・ 本工事における支給品は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>支給材料</th> <th>規格</th> <th>数量・単位</th> <th>支給場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	支給材料	規格	数量・単位	支給場所													-	共通仕様書 ①1-1-20	10																										
支給材料	規格	数量・単位	支給場所																																											

※1 「該当」欄について ○：該当（適用）する -：該当（適用）しない
 ※2 「出典」欄共通仕様書について ①：第1編 ②：第2編 ③：第3編 【例】③1-1-39 → 第3編第1章第1節第39条

工事施工条件明示

工事名： 水利施設整備事業（基幹水利施設保安型） 第二伊仙中部地区 6-1工区

（令和6年4月版）

明示事項	明示内容	該当	出典									
				頁								
その他	<p>下記の現場発生材は、工事現場発生材報告書を作成し、監督職員に引渡すこと。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">現場発生材名</th> <th style="width: 50%;">引渡場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	現場発生材名	引渡場所							-	共通仕様書 ①1-1-21	10
	現場発生材名	引渡場所										
部分使用	<p>本工事において、工事目的物引渡し前に、工事請負契約書第34条により、下記について受注者の承諾を得て部分使用することがある。</p> <p>(1)部分使用範囲： (2)部分使用目的： (3)部分使用期間：</p>	-	契約書 第34条 共通仕様書 ①1-1-31	- 14								

※1 「該当」欄について ○：該当（適用）する -：該当（適用）しない
 ※2 「出典」欄共通仕様書について ①：第1編 ②：第2編 ③：第3編 【例】③1-1-39 → 第3編第1章第1節第39条